

2025
Feb. 2

保証協会だより

CHIBA CREDIT GUARANTEE



千葉県信用保証協会

CONTENTS

■ お役立ち情報

- ・ 貸付実行時の注意点について . . . P.1

■ 保証状況

- ・ 金融機関店舗別保証承諾額／保証債務残高ベスト 10 . . . P.3
- ・ 保証状況 . . . P.4

■ INFORMATION

- ・ 反社会的勢力・不正利用にご注意ください . . . P.5
- ・ 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の保証料補助率が令和7年4月より変わります . . . P.6

LINEでお役立ち情報を配信中！！



保証制度

相談窓口

セミナー

各種政策

おともだち登録はこちら

その他にも役立つ情報をHPで公開中

保証料シミュレーション

広報物

統計情報

お役立ち情報

貸付実行時の注意点について

日頃から当協会をご利用いただきありがとうございます。

保証協会付き融資の貸付実行時には“必ず”信用保証書の内容に沿って、実行していただく必要があります。

今回は期間設定と返済回数の基本ルールと間違いやすい事例についてご紹介いたします。その他ご不明点については当協会にお問い合わせください。

期間設定・返済回数の基本ルール

①保証期間内の期間設定とする

例：期間60か月の場合…期間設定は59か月＋1日～60か月目の応当日まで

②保証期間と同じ回数の返済回数とする（分割返済の場合）

例：期間60か月の場合…返済回数は60回返済（初回・最終回含む）

※貸付実行時の保証期間・返済日のとり方の詳細は、「信用保証ガイドブック（2024.07）」のP.114～をご確認ください。

間違いやすい事例

ケース① 月末日が休日のため、休日の前営業日を貸付始期とするケース

例. 保証期間：6か月

× 貸付始期 2024.11.29（金） ～ 終期 2025.5.31（月末日）

○ 貸付始期 2024.11.29（金） ～ 終期 2025.5.29（非月末日）

×のケースでは、保証期間が6か月＋2日となるため保証期間を7か月にする必要があります。よって○のケースのように、保証期間6か月の範囲で実行する必要があります。

ただし、「小の月（2月・4月・6月・9月・11月）」の月末日から「大の月（1月・3月・5月・7月・8月・10月・12月）」の月末日で実行するケースでは、応当日が1日オーバーしますが保証期間6か月とみなされます。

○ 貸付始期2024.11.30（土・月末日） ～ 終期2024.5.31（月末日）

お役立ち情報

ケース②

返済回数に合わせて終期を決めてしまったケース

例. 保証期間：12か月 返済方法：分割返済

- × 初回返済日 2024.12.31 約定日月末
貸付始期 2024.12.30 ～ 終期 2025.11.30
- 初回返済日 2025.1.31 約定日月末
貸付始期 2024.12.30 ～ 終期 2025.12.30

×のケースでは、約定日が月末のため0か月目より返済を実施した結果、基本ルールの②を満たすために12回返済となりますが、貸付始期から終期までの貸付期間が11か月となり、基本ルールの①の条件を満たしていないケースです。よって、○に記載のように初回返済日を翌月にするすることで、基本ルールの①、②を満たすことができます。

※第一回返済日は貸付始期の翌日から、翌月末の間で設定する必要があります。

ケース③

融資実行日が後ろにずれたため保証期間を満たさなかったケース

例. 保証期間 ：6か月 返済方法 ：一括返済
融資実行予定日：2024.11.20 返済予定日：2025.4.30

- × 貸付始期 2024.11.30 ～ 終期 2025.4.30
- 貸付始期 2024.11.30 ～ 終期 2025.4.30 （保証期間5か月に訂正）

本ケースは工事引当（工事見合い）資金等の返済予定日が決まっている場合に多く発生するケースです。×のケースでは、当初予定していた融資実行日より後ろにずれたことで、保証期間が5か月となってしまったため、基本ルールの①を満たせなくなりました。

予定していた融資実行日より変更して実行する場合は、改めて保証条件を満たしているかをご確認ください。
同様のケースが発生した場合は、保証書の保証期間を5か月に訂正する必要がありますので、保証担当者にご連絡ください。

保証状況

令和7年1月の金融機関店舗別保証承諾額ベスト10

【単位：百万円】

順位	金融機関名		金額
1	京葉銀行	本町支店	417
2	千葉銀行	南行徳支店	389
3	京葉銀行	成田支店	359
4	千葉信用金庫	白井支店	341
5	京葉銀行	四街道支店	320
6	京葉銀行	稲毛支店	298
7	京葉銀行	五井支店	281
8	千葉銀行	銚子支店	262
9	千葉銀行	市川支店	255
10	千葉信用金庫	四街道支店	254

令和7年1月の金融機関店舗別保証債務残高ベスト10

【単位：百万円】

順位	金融機関名		金額
1	千葉銀行	中央支店	13,185
2	京葉銀行	柏支店	11,342
3	千葉銀行	稲毛支店	11,176
4	千葉銀行	四街道支店	10,383
5	千葉興業銀行	五井支店	10,340
6	千葉銀行	船橋支店	10,145
7	千葉銀行	成田支店	9,862
8	千葉銀行	柏支店	9,105
9	千葉興業銀行	船橋支店	8,962
10	京葉銀行	本店営業部	8,428

保証状況

令和7年1月の保証状況

【単位：件・百万円・％】

保証承諾			保証債務残高		
件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
1,798	26,343	98.7	103,056	1,267,599	94.9
代位弁済額（元利）			対債務者回収（総回収）		
件数	金額	前年比	完済件数	回収金額	前年比
120	1,237	117.2	15	272	99.1

詳細については当協会HP内の「当協会からのお知らせ」に掲載しています。
下記URLもしくはQRコードよりご覧いただけます。

LINE登録でHPへの掲載をいち早くお知らせしておりますので、ぜひ、ご登録ください!!



<https://www.chiba-cgc.or.jp>



【HP】



【LINE】

《HP掲載内容》

金融機関店舗別保証承諾額ベスト100
金融機関店舗別保証債務残高ベスト100
保証状況
金額別保証状況
期間別保証状況
資金使途別保証状況
新規・継続別保証状況

業種別保証状況
制度別保証状況
金融機関別保証状況
市町村制度別保証状況
市町村別保証状況

INFORMATION

反社会的勢力・不正利用にご注意ください

年度末にかけて保証申込の増加が見込まれることから、より一層、反社会的勢力や不正利用にご注意いただく必要があります。そこで、改めて当協会の反社会的勢力・不正利用に対する姿勢をお示しいたします。

1. 反社会的勢力は信用保証協会の保証の対象とはなりません

信用保証協会は、申込人または保証人が、現在かつ将来にわたって、暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、確約しなければ保証の対象としておりません。

また、申込人または保証人が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行わないことを確約しなければ、保証の対象としておりません。

2. 第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いたしません

暴力団関係者や金融斡旋屋等の第三者が、保証申込にあたって「便宜を図ってやる」や「斡旋をしてやる」等の名目で、不正に手数料、賛助金、入会金等を要求する事例や、融資勧誘のファックスを信じ、融資を依頼したところ、「信用保証協会の手数料が必要だ」、「契約を開始するのに手数料が必要だ」等と騙され現金を振込みしてしまうという被害が、それぞれ過去に発生しています。

信用保証協会では、保証にあたって所定の「信用保証料」以外には手数料、入会金等は一切いただいておりません。信用保証協会をご利用いただくために、事前に現金の振込みを依頼することはありません。

ご不審な点がありましたら当協会までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 検査室 TEL：043-221-8183

INFORMATION

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の 保証料補助率が令和7年4月より変わります

令和6年3月より経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速するべく、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないことを中小企業者が選択できる事業者選択型経営者保証非提供制度の取扱いを開始しています。

本制度は保証料引き上げ分に対して国が一部保証料補助を行うことで積極的な活用が期待されております。当該補助は3年間の時限措置として実施されますが、最優遇される期間は令和7年3月31日当協会申込受付を持って終了となることからお早めにご利用いただければ幸いです。

制度要件

以下のいずれにも該当する法人の場合、信用保証料率の引上げを条件に経営者保証の提供を不要とする「事業者選択型経営者保証非提供制度」が利用できます。

- (1) 過去2年間に於いて、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- (2) 直近の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相応と認められる範囲を超えていないこと。
- (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。
 - ① 直近の決算において債務超過でない。
 - ② 直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。
- (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- (5) 信用保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。

国の保証料補助のある
保証制度を利用することができます。

当協会申込受付日

保証料補助

令和7年3月31日まで **0.15%** → 令和7年4月1日から **0.10%**

【お問い合わせ先】 企画部 経営企画課 TEL：043-221-8185

経営者保証を不要とする取扱い

STEP1 信用保証料の上乗せなし

金融機関連携型

- ① 申込金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある(または同じタイミングで上記と同内容の融資を行う)。
- ② 「直近の決算において債務超過でない」かつ「直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない」。
- ③ 法人と経営者との一体性解消が図られていることを申込金融機関が確認している。

財務要件型

直近決算期において一定の財務要件(※)を満たしている。
(「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります。)
※純資産額5千万円以上、自己資本比率20%以上 など

担保充足型

法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。

要件を充足しない場合

STEP2 信用保証料の上乗せあり

事業者選択型 経営者保証 非提供制度

次の(1)～(5)のいずれにも該当する法人の場合、信用保証料率の引上げを条件に経営者保証の提供を不要とする「事業者選択型経営者保証非提供制度」が利用できます。

- (1) 過去2年間に、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- (2) 直近の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相応と認められる範囲を超えていないこと。
- (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。
 - ① 直近の決算において債務超過でない。
 - ② 直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。
- (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- (5) 信用保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。

いずれか満たす場合は保証料率0.45%上乗せ
両方 満たす場合は保証料率0.25%上乗せ

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度

令和6年3月15日から令和9年3月31日においては国の保証料補助のある保証制度を利用することができます。

保証料補助

当協会申込受付日	令和6年3月15日から令和7年3月31日	0.15%
当協会申込受付日	令和7年4月1日から令和8年3月31日	0.10%
当協会申込受付日	令和8年4月1日から令和9年3月31日	0.05%

※本紙には主な要件のみを記載しております。詳細はHPまたは当協会にお問い合わせください。

■ 当協会HP「連帯保証人について」 <https://www.chiba-cgc.or.jp/guidance/guarantor/>



その他 経営者保証を徴求しない信用保証制度

スタートアップ創出促進保証制度

事業承継特別保証制度

プロパー融資借換特別保証制度

流動資産担保(ABL)融資保証制度

特定社債保証制度

など

創業、事業承継の場面でも経営者保証不要の取扱いを検討することができます。

■当協会HP

<https://www.chiba-cgc.or.jp>



■お問い合わせ先

本店 千葉市中央区中央4-17-8 TEL.043-221-8111
幕張駅前センター 千葉市美浜区中瀬1-3幕張テクノガーデンB棟23階
TEL.043-239-3281
松戸支店 松戸市本町7-10 TEL.047-365-6010



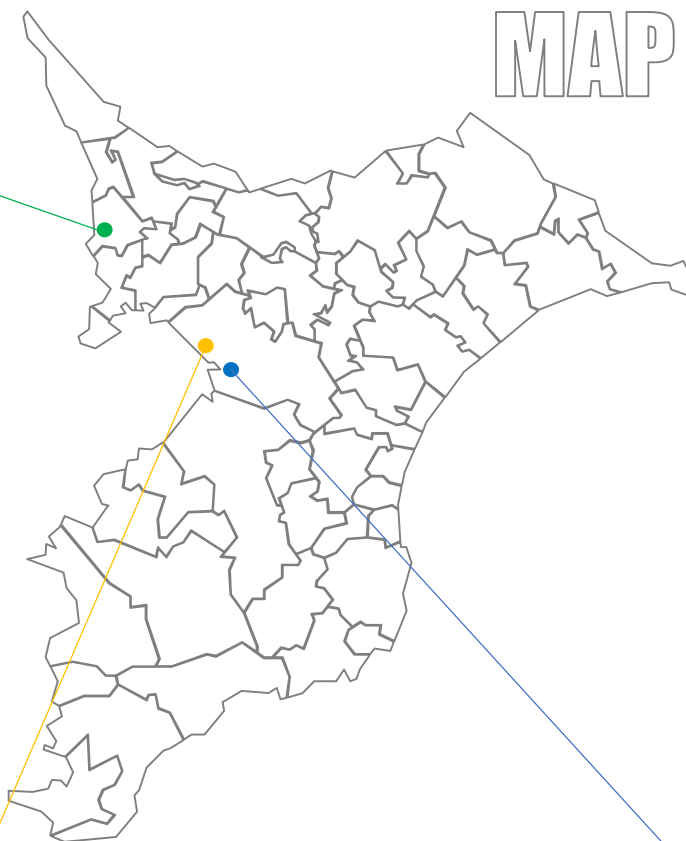
千葉県信用保証協会

○松戸支店

〒271-0091

松戸市本町7-10（ちばぎんビル）

松戸支店	保証事務課	TEL 047-365-6010
	保証課	TEL 047-365-6010
	資金繰り相談窓口	TEL 047-365-6007



○幕張サポートセンター

〒261-8501

千葉市美浜区中瀬1-3幕張テクノガーデンB棟23階

成長部	地域部	TEL 043-239-3281
創業部	創業部	TEL 043-239-3282
経営部	経営部	TEL 043-239-3283
伴走部	伴走部	TEL 043-239-3284
資金繰り相談窓口	資金繰り相談窓口	TEL 043-239-3285
海外展開部	海外展開部	TEL 043-239-3290
事業承継部	事業承継部	TEL 043-239-3291

○本店

〒260-8501

千葉市中央区中央4-17-8（千葉県自治会館）

保証部	保証事務課	TEL 043-221-8111
	保証第一課	TEL 043-221-8111
	保証第二課	TEL 043-221-8111
	資金繰り相談窓口	TEL 043-221-8110
再生支援部	事業再生課	TEL 043-221-8112
	期中管理課	TEL 043-221-8113
	債権管理課	TEL 043-221-8115
検査室		TEL 043-221-8183
総務部	総務課	TEL 043-221-8181
	経理課	TEL 043-221-8182
企画部	経営企画課	TEL 043-221-8185
	業務統括課	TEL 043-221-8186

本誌はLINE配信を行っております。

おともだち登録でセミナーや統計等の最新情報をチェック!!

おともだち登録はこちら➡



発行



CHIBA GUARANTEE 千葉県信用保証協会

【本誌のお問い合わせはこちらから】

経営企画課 TEL 043-221-8185